

社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告

(財源・費用負担部分抜粋)

平成21年2月24日

5 財源・費用負担について

○ 「基本的考え方」においても確認したとおり、また、社会保障国民会議の最終報告における指摘も踏まえ、以下のような点について、引き続き検討していく必要がある。

- ・ 少子化対策は我が国の社会経済や社会保障制度全体の持続可能性の根幹に関わる国家的・緊急的課題に対する政策であること、我が国の次世代育成支援に対する財政投入が諸外国に比べ規模が小さいこと、新たな制度体系の実現には財源確保が欠かせないことなどを踏まえ、一定規模の効果的財政投入が必要であること。そのために、必要な負担を次世代に先送りするようなことがないよう、税制改革の動向を踏まえつつ検討を行う必要があること。
- ・ 新たな制度体系の費用負担のあり方については、社会全体（国、地方公共団体、事業主、個人）で重層的に支え合う仕組みが必要であること。
- ・ 全国に共通する基幹的な次世代育成支援策については、国が基本的設計を行うとともに、その施策ごとの費用を、国と地方公共団体の最適な負担を検討していくべきであること。
- ・ 自治体間でのサービス内容・水準の不適切な地域差が生じることがないように、厳しさを増す地方財政への配慮が必要であること。また、公立保育所の一般財源化による影響を踏まえた議論が必要であること。
- ・ 事業主の費用負担については、事業主にとって次世代育成支援が持つ意義を考慮するとともに、働き方と関連の深いサービスなど、個別の給付・サービスの目的・性格に照らし、受益と負担の連動を考慮すべきこと。
- ・ 利用者負担の負担水準、設定方法について、低所得者が安心して利用できるようにすることに配慮しながら、今後、具体的な議論が必要であること。
- ・ 多様な主体による寄付の促進方策についても検討すべきであること。

○ また、財源の程度と政策のプライオリティ付けは相関関係にあり、給付設計を考えていく上でも、財源についての議論を深めることが必要である。

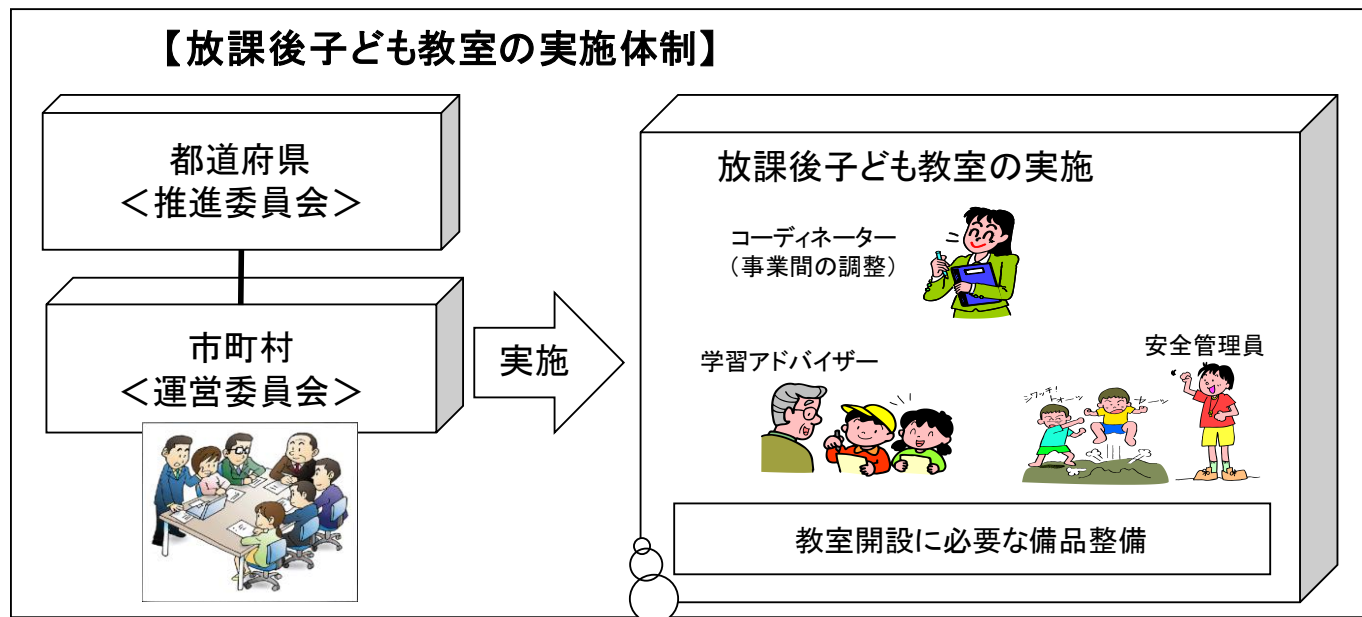
○ さらに、働き方の見直しと新たな制度体系の関係性の深さにかんがみ、例えば、事業主拠出を求める場合に事業主の働き方の見直しを促進するような仕組みの検討なども引き続き進めるべきである。

<放課後子ども教室について>

【放課後子ども教室推進事業についての内容・目的】

青少年の問題行動の深刻化や地域の教育力の低下等の緊急的課題に対応するため、放課後や週末等にすべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを推進する。

【放課後子ども教室の実施体制】



■活動メニュー例

体験の場 : 野球、茶道、伝統芸能 など
交流の場 : 地域住民との異世代交流、異年齢交流 など
学びの場 : 宿題、英会話、科学実験 など
その他 : 昔遊び、読み聞かせ(絵本、紙芝居) など

<放課後児童クラブと放課後子ども教室について>

	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後子ども教室推進事業
趣旨・対象	共働き家庭の児童(小学校おおむね1～3年生)を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供 【児童福祉法第6条の2第2項に規定】	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進
21年度予算額	234.5億円(24,153か所分)	委託事業分1.3億円、補助事業分142.6億円の内数 (15,000か所分)
補助率	1／3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担) ※別途保護者(利用料)負担あり	1／3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担)
補助基準額 (21年度)	運営費:242.6万円(児童36人～70人の場合)	運営費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し)
	創設費:2,112.4万円、改修費:700万円、 備品費:100万円	備品費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し)
指導員等	放課後児童指導員(専任)を配置	地域の大人、退職教員等を安全管理員、学習アドバイザー等として配置
実施場所	学校内(余裕教室)28.5% 学校内(専用施設)19.8% 児童館14.9% 専用施設10.7% 既存公的施設9.1% その他(民家、保育所等)17.0% (平成20年5月)	小学校70.1% 公民館11.2% 児童館3.6% その他15.0% (集会所、文化センター、公園など) (平成20年度)
実施か所数	17,583か所(平成20年5月)[対前年898か所増]	7,919か所(平成20年度)
利用児童数	登録児童数 約79万人(平成20年5月) [対前年4.5万人増]	年間延べ参加児童数 2,110万人 ・1教室当り年間平均参加児童数 2,550人 ・1回当り参加児童数 30.6人 (平成18年度)
実施形態等	原則として年間250日以上開所(夏休み等の長期休暇や必要に応じて土曜日も開所)	概ね年間を通じて断続的・単発的に実施(平成20年度は1か所あたり平均121.6日)

※平成18年度の数値は、地域子ども教室推進事業の実施状況

<「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】>

趣旨・目的

「放課後子どもプラン」の推進について(平成19年3月14日 文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進

1. 「放課後子どもプラン」の定義

- 市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)の総称

2. 実施主体

- 事業計画の策定主体:市町村
- 事業の実施主体:市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人他

3. 事業経費

- 国において、二つの事業を「放課後子どもプラン推進事業」として、交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付
- 都道府県においても、国に準じて交付要綱等を一本化し、国・市町村との事務手続を基本的に教育委員会が一括して処理

4. 事業計画の策定

- 市町村は、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、21年度までの「放課後子どもプラン推進事業」の小学校区単位の実施計画等を盛り込んだ事業計画策定に努めることとする。
- また、本事業計画が、次世代育成支援行動計画の内容を前倒しして実施するもの等であっても、行動計画の変更は必ずしも必要としない。

7. 市町村における事業の実施

- 余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を基本とし、体育館、保健室等の学校諸施設の弾力的な活用に努めることとするが、現に公民館や児童館など小学校外で事業を実施している、余裕教室が無いなどの場合に、地域の実情に応じて小学校外で実施しても差し支えない。
- 各小学校区毎に、学校や関係機関・団体等との連絡調整、活動プログラムの企画・策定等を行うコーディネーターを配置
- 学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供や、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様のサービス(適切な指導員の配置、専用のスペースの確保等)の提供

5. 都道府県の体制、役割等

- 都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進を図られるよう、以下の支援を実施
 - ・ 行政、学校、社会教育、福祉の各関係者及び学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、プランの実施方針、指導者研修の企画、事後検証・評価等、域内におけるプランの総合的な在り方を検討
 - ・ コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修の合同開催
 - ・ 基本的に教育委員会が主管部局となるが、都道府県の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
 - ・ 主管部局は、推進委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

6. 市町村の体制、役割等

- 市町村は、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、PTAの各関係者及び地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、事業計画、活動プログラムの企画、事後検証・評価等を検討
- 基本的に教育委員会が主管部局となるが、市町村の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- 主管部局は、運営委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。